## 平成30年度税制改正に関するアンケート

# 公益財団法人 全国法人会総連合

平成29年度税制改正では、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者 控除・配偶者特別控除の見直しが行われるとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税 制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け投資促進税制の拡充等が講じられました(「平 成29年度税制改正大綱」より)。

こうした状況を踏まえ、全法連では2月15日開催の税制委員会で平成30年度の税制改正に関する提言の取りまとめに着手いたしましたが、検討の一助として会員の意向を把握するために、単位会の役員、会員に対しアンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、後記アンケート項目について、その回答を別添回答用紙に記入の上、所属単位会の指定する期日(単位会経由 全法連着4月27日締切)までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

### \*回答用紙は機械による自動読み取りを行うため、下記の要領でご記入下さい。

## — 回答用紙記入に際しての注意点 —

## 【選択肢】

正: () を塗りつぶすか、✔ をつけて下さい。

誤: () の外側に記入されたり、線が薄い場合は読み取れませんのでご注意下さい。





# 【自由記述欄】

回答欄におさまるように、はっきりとご記入下さい。

### 【FAXで回答用紙を送信する場合】

自動読み取りの精度向上のため、縮小しないで送信して下さい。

### 一 平成29年度税制改正について(「税制改正大綱」の概要解説)

#### 1. 法人税

## 【改正の概要】

(1) 中小企業投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)について、中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品・建物設備等が対象に追加されます。

(2) 中小企業向け租税特措置の適用要件見直し

平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える事業年度については、中小企業向け租税特別措置の適用が停止されます。

(3) 所得拡大促進税制の見直し

中小企業については、現行制度を維持しつつ、2%以上の賃上げを行う企業については、前年度からの給与支給総額の増加額への支援を大幅に拡充(現行制度とあわせて22%)されます。

(4) 研究開発税制の見直し

研究開発投資の増加インセンティブを強化するなど、研究開発税制が抜本的に見直されます。

法人税では、600 兆円経済を実現するため、企業の「攻めの投資」や賃上げの促進など経済の好循環を 促す取組みを進めるとともに、中堅・中小企業を支援する措置が講じられます。

#### 2. 所得税

#### 【改正の概要】

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限が150万円に引き上げられます。控除額は逓減し、配偶者の給与収入金額201万円で消失します。また、納税者本人に所得制限を導入し、給与収入金額1,120万円で控除額が逓減し、1,220万円で消失します。

(2) 積立NISAの創設

積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立NISA」(年間投資上限額40万円、非課税期間20年。現行のNISAとは選択適用)が創設されます。

個人所得課税では、喫緊の課題への対応として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われます。その上で、今後数年かけて、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題について取り組むこととしています。

また、現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための積立NISAが新たに創設されます。

### 3. 事業承継税制の見直し

#### 【改正の概要】

- (1) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
  - ・災害時等における雇用確保要件の緩和
  - ・相続時精算課税制度との併用を認める
  - ・雇用確保要件について、常時使用従業員数に 100 分の 80 を乗じて計算した数に一人に満たない端数があるときは、これを切り捨てる(現行:切り上げ) 等
- (2) 相続税等の財産評価の適正化

取引相場のない株式の評価(類似業種比準方式)について、①類似業種の上場会社の 株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加える、②配当金額、利益 金額及び簿価純資産価額の比重を1:1:1にする等の見直しが行われます。

中小企業経営者の高齢化が進行していること等を踏まえ、早期かつ計画的な事業承継の更なる促進が 重要であることから、制度を更に使いやすくするための見直しが行われます。また、取引相場のない株 式について、相続税法の時価主義の下、より実態に即した評価の見直しが行われます。

### 4. 地方創生等

#### 【改正の概要】

(1) 償却資産に係る特例措置の対象追加

中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等が追加されます。

(2) 地方拠点強化税制の拡充

雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)について、無期かつフルタイムの新規雇用に対する税額控除額が引き上げられる等の措置が講じられます。

アベノミクスの恩恵を未だ十分に実感できていない人々にもアベノミクスの効果を波及させるため、中堅・中小事業者を支援するとともに、地方拠点強化税制を拡充する等、地方創生を支援するための措置が講じられます。

#### - 平成30年度税制改正に関するアンケート -

## 問 1 法人税/法人実効税率

平成28年度改正では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、 法人実効税率が段階的に引き下げられ(現行29.97%、平成30年度は29.7 4%:資本金1億円超の企業の場合の計算)、法人実効税率20%台が実現しました。 今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

- ① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる
- ② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる
- ③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない
- 4 わからない
- ⑤ その他

## 問2 法人関係/中小企業の賃上げ

安倍内閣では、デフレ脱却に向けて経済界に賃上げを要請しており、平成29年度改正では、中小企業の更なる賃上げを後押しするための支援措置が講じられました。あなたの会社では今年の賃上げ等(定期昇給・ボーナスを含む)についてどう対応しますか。

- ① 賃上げ等をする
- ② 賃上げ等を検討したい
- ③ 賃上げ等は困難である
- ④ わからない
- ⑤ その他

## 問3 所得税/配偶者控除

平成29年度税制改正では、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するなどの観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を103万円から150万円に引き上げる等)が行われました。今般の改正について、事業者の立場から、どのように考えますか。

- ① 就業調整の解消等に効果があると思う
- ② 就業調整の解消等にはつながらないと思う
- ③ わからない
- 4 その他

## 問 4 所得税/控除方式

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」が採用されていますが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいと指摘されています。与党税制改正大綱では、所得再分配機能を回復する観点から、控除方式のあり方について見直す方針を示していますが、その際、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「税額控除方式」の導入なども検討されています。控除方式のあり方についてどう考えますか。

- ① 「税額控除方式」を導入すべき
- ② 現行の「所得控除方式」を見直すべき
- ③ 現行の「所得控除方式」を維持すべき
- 4 わからない
- ⑤ その他

## 問5 相続税/課税のあり方

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後の相続から、基礎控除額の引き下げ等が行われました。国税庁が発表した平成27年分の相続税の申告状況によれば、平成27年中に亡くなった方約129万人のうち、相続税の課税対象となった被相続人数は約10万3千人(前年約5万6千人)であり、課税割合は8.0%(前年4.4%)となっています。相続税についてどのように考えますか。

- ① 課税割合が高すぎるので、相続税の課税を緩和するべき
- ② 当面は適用状況を見守るべき
- ③ 富の再分配の観点から、相続税の課税を強化するべき
- 4 わからない
- ⑤ その他

### 問6 事業承継/事業承継の形態

あなたの会社を事業承継するに当たって、どのような形態を考えているか、お聞きかせ 下さい。

- ① 子に事業承継する
- ② 子以外の親族に事業承継する
- ③ 親族外に事業承継する
- ④ 事業を売却する
- ⑤ 事業承継はせず廃業する
- ⑥ まだ考えていない
- ⑦ その他

## 問7 事業承継/事業承継税制

平成29年度税制改正では、贈与税・相続税の納税猶予制度の一部見直し、取引相場の ない株式の評価(類似業種比準方式)の見直しが行われました。あなたの会社を事業承 継するに当たって、事業承継税制についてどのように考えますか。

- ① 今回の改正を踏まえ、当面は利用状況等を注視すべきである
- ② 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度のさらなる改善を求めるべきである
- ③ 欧州主要国のように事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税 を軽減あるいは控除する新たな制度の創設を求めるべきである
- 4 わからない
- ⑤ その他

## 問8 地方税/固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税についてどう考えますか。

- ① 地方の基幹税として課税強化を図るべきである
- ② 現状程度の負担でよいと思う
- ③ 負担感が重く、軽減の方向で見直すべきである
- 4 わからない
- ⑤ その他

### 問9 社会保障制度/給付と負担

少子高齢化により増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直 す必要があります。今後の社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- ① 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
- ② 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
- ③ 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- ④ 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない。
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

## 問 10 社会保障制度/年金

将来世代の年金を確保するため、現役世代の平均賃金が下がれば高齢者が受け取る年金の支給額を減らしていくことを柱とした年金制度改革法が、平成28年12月に国会で成立(平成33年度から実施)しました。厚生労働省は、リーマン・ショック級の賃金下落があった場合、一時的に給付が減るものの(0.6%減)、将来世代の基礎年金額は維持できると試算しています。今回の年金改正についてどう考えますか。

- ① 将来世代の年金支給基準を維持することにつながるので評価できる
- ② 現行の年金の支給額を減らすことにもつながるので評価できない
- ③ わからない
- 4 その他

### 問 11 社会保障制度/医療・介護

2025年には団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となることから、医療・介護などの社会保障費の急増が大きな課題となっています。このため、現役世代並みの所得がある高齢者だけではなく、一定の所得がある高齢者にも応分の負担を求めていくことになっています。高齢者の負担についてどう考えますか。

- ① 高齢者にも応分の負担を求めていくべき
- ② 高齢者の負担を増やすべきではない
- ③ わからない
- 4 その他

#### 問 12 地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ② 地方税財源の充実
- ③ 道州制の検討など広域行政による効率化
- ④ さらなる市町村合併の推進による基礎自治体の拡充
- ⑤ 地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立
- ⑥ 地方公務員給与の適正化など行政のスリム化
- (7) その他